

新型コロナウイルス感染症 令和6年4月以降の体制



新型コロナウイルス感染症の医療体制については、3月末をもって移行期間を終了し、**令和6年4月からは、通常の体制に移行**します

◎ 新型コロナ患者の受け入れ

区分	現行(~3月)	4月以降
外来	496医療機関で対応	<u>広く一般の医療機関による対応</u> に移行
入院	感染拡大期の確保病床(90床)を含め、417床で対応	<u>確保病床によらない形での入院</u> に移行

◎ 医療費の公費負担

区分	現行(~3月)	4月以降
コロナ治療薬	医療保険の自己負担割合に応じて <u>上限額を設定</u> (1割の方:3,000円、2割の方:6,000円、 3割の方:9,000円)	◆ 公費負担は終了し、 <u>医療保険の負担割合に応じた通常の自己負担</u>
入院医療費	高額療養費制度の適用後に 最大1万円を補助	◆ 他の疾病と同様に、 <u>高額療養費制度が適用</u> されることにより、 <u>所得に応じて一定額以上の自己負担が生じない取扱い</u>

◎ 発熱等における受診相談等の体制

◆ **新型コロナウイルス感染症健康相談センター（コールセンター）は終了**

- ➡発熱などの症状がある場合は、かかりつけ医など身近な医療機関を受診（受診前に電話で相談）
- ➡保健所における健康相談は継続

◎ 重症化リスクのある施設の感染拡大防止策

- ◆ 高齢者施設・病院等の従事者等を対象とした**抗原検査キットの配布は終了**
- ◆ 保健所による施設の集団感染発生時における**感染拡大防止指導は継続**

◎ ワクチン接種

- ◆ 3月をもって、**自己負担なしで接種**できる「特例臨時接種」は**終了**
- ◆ **4月以降**は、季節性インフルエンザ等と同様に、原則、**費用の一部自己負担を求める「定期接種」**として実施
- ◆ **副反応に係る相談窓口（コールセンター）は終了**
 - ➡副反応の疑いが生じた際には、まずはワクチン接種を受けた医療機関やかかりつけ医等の身近な医療機関を受診